

昭和五十五年四月十一日受領
答 弁 第 一 〇 号

(質問の 一〇)

内閣衆質九一第一〇号

昭和五十五年四月十一日

内閣総理大臣 大平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員保岡興治君提出日本共産党のソ連からの資金領収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保岡興治君提出日本共産党のソ連からの資金領収に関する質問に対する

答弁書

一及び二について

一九五六年七月一日、アメリカ合衆国上院司法委員会内国公安法等運営実態調査小委員会で採択されたユーリー・A・ラストボロフの証言記録の中に御質問において指摘される事実と同趣旨の記載はあるが、それぞれの事実については確証を得るまでに至っていない。

なお、官報で公表された当時の日本共産党中央本部の収支報告書の要旨によれば、御質問において指摘される事項に該当すると見られるようなものは見当たらない。

右答弁する。